

第3話 明治初代の内政

五箇条のご誓文によった新政の大方針が定まる、東京奠都、^{てんと} ^{はんせきほうかん} 版籍奉還、
つづいて断行された廃藩置県によって封建制度が名実ともに除かれ、維新の大業が
初めて完全となる。

王政維新の大変革^{ふずい}に付随して起こった戦乱^{せんらん}の経過^{けいか}については、その大略を前話で話したが、一方、京
都の新政府では、東征軍^{とうせい}が関東、奥羽^{ちんてい}のほうで鎮定に従事している間にも、内治^{ないち}、外交^{がいこう}の上に着々と新政
を行っていた。中でも最も重大なものとして先づ第1に述べなければならないのは、五箇条^{ごかじょう}のご誓文^{せいもん}
のことです。

五箇条のご誓文

慶応4年(明治元年)2月28日に、明治天皇^{がくもんじよ}は学問所^{しゅつぎよ}に出御^{だうしんきやうりよく}され、在京の諸大名を召して、同心協力^{どうしんきやうりよく}、
国家の事に尽力^{じんりよく}するようにと諭^{さと}しになった。ついで翌3月14日(江戸で、西郷隆盛と勝安芳とが、芝
の薩摩の別邸に会見して、江戸城明け渡しの内相談をまとめた日)には、紫宸殿^{ししんでん}に出御^{くぎやう}され、公卿^{くぎやう}および
諸大名を率いて、親^{みづか}ら天地の神々を祭り、次の五事^{ごじ}をお誓^{ちか}いになって、これを群臣^{ぐんしん}に宣布^{せんぷ}された。そ
の文にいわく、

- 一、広く会議^{おこ}を興^{ばん}し、万機公論^{ばんきこうろん}に決すべし。
- 一、上下心^{しょうか}を一にして、盛ん^{けいりん}に経綸^{けいりん}を行うべし。
- 一、官民一途^{みんいつと}庶民^{しよみん}に至るまで、各々其志^{そのこころざし}を遂げ、人心^うをして倦まざらしめんことを要す。
- 一、旧来^{きゅうらい}の陋習^{ろうしゅう}を破り、天地の公道^{こうどう}に基^{もとづ}くべし。
- 一、知識^{ちゆうき}を世界^{しんき}に求め、大いに皇基^{こうき}を振起^{しんき}すべし。

我が国未曾有^{みぞう}の変革^{ちんみ}をなさんとし朕躬^{しんみ}を以って衆^{しゅう}に先んじ、天地神明^{さき}に誓い、大いに

この斯国是^{このこくぜ}を定め、万民保全^{ばんみんほぜん}の道を立てんとす。衆^{しゅう}またこの旨趣^{ししゅ}に基^{もと}づき、協力努力^{きやくりき}せよ。

年号月日 御諱^{いみな}

これを五箇条^{ごかじょう}のご誓文^{ごせいもん}という。この儀式^{ぎしき}としては、先づ総裁^{さんじやうさねとみ}三條実美^{さんじやうさねとみ}に天地の神々に対する祭文
を読み上げさせた後、天皇^{たまぐし}には親しく玉串^{そな}を供えて神々を拝し給い、更に実美^{さねとみ}に上のご誓文^{ごせいもん}を読ませたの
です。

思い起こされる大化の改新

みなさんはここで、はるかに1220余年の昔、大化の改新の時に、孝徳天皇^{たかひこ}が先帝(皇極天皇)および
皇太子(中大兄皇子^{なかくのおおえの}、後の天智天皇^{てんじ})と共に、御殿のお庭の大きな榎^{つぎ}の木の下に群臣^{ぐんしん}をお集めになって、
天地の神々に誓われたことを思い起こされるでしょう。あの時、孝徳天皇^{たかひこ}は、臣下に忠勤^{ちゆうきん}を誓わせると
共に、親^{みづか}らも公明な政治^{こうめい}をすることを^{おも}お誓いになったのだが、今度、明治天皇もまた、神々に誓って、新

第3話 明治初代の内政

政の基礎をお定めになると共に、臣下に協力努力するようにと諭されたのです。 なお、大化の改新と明治の新政とは、相似ている点が頗る多いのでよく比較されるが、この事については、もう少し明治の新政の実際を述べてから、改めてまた話します。

さて、五箇条のご誓文によって、天皇が、将来、わが国をお治めになる根本の方針を示されると、当日、この式に参列した公卿および諸大名は、いづれも天皇のおぼしめしに感激して、

勅意宏遠、誠に以って感銘に堪えず、今日の急務、永世の基礎、この他に出征べからず、臣等、謹んで叡旨を奉戴し、死を誓い、眼勉従事、冀くは以って宸襟を安んじ奉らん。

慶応四年 戊辰三月

という奉答文を作り、総裁以下、順々に式場の中央に進み出て先づ神々を拝し、次に玉座に向って礼拝をした上、筆を執って自分の姓名を書き記した。 なおこの奉答文には、この日、参列し得なかった諸大名や旧幕府の旗本なども、後に至って署名した。

新政の基礎が定まる

この五箇条のご誓文のうちに、今日の立憲政治の精神もすでに明らかに見えていることは、第一箇条に、広く会議を興して、万機、即ち天下の政治は公論に決するとあるので、皆さんもすぐ分かります。 又、開国進取の方針を立てて、彼の長を採り、我が短を補い、以って外国と並び立つようになるうとしたお考えも、第四、第五の箇条によって明らかにこれを拝察することが出来ます。 こうして、これより以後のもろもろの施設はみなこの五箇条のご誓文の趣意によらないものは無いのです。 今日、我が国運がますます隆んになり、世界の先進国に数えられるまでに発展したのも、一にこのご誓文によって基礎を定められたお陰です、

御親征

ついで、3月20日に、天皇は親ら軍神を南殿に祭り、翌21日に宮門を出て大阪に行幸され、西本願寺を行在所とした。 2月3日に下された親征の詔に対して、その実を示されたのだが、同時にまた、大いに天下の耳目を新たにしようとの考えでもあった。 親征の順序は、先づ大阪に行き、関東の形勢次第で大旆（訳注：天子の用いる旗）を東海道から江戸に進めようとの予定でしたが、間もなく徳川慶喜は罪に伏し、江戸城は無事に明渡されたために、閏4月8日には早くも京都に還幸された。

即位の大礼

ついで8月27日に、天皇は即位の大礼を紫宸殿で挙げられて、皇位継承のことを広く天下に告げられたが、この儀式の上にも、王政復古の意味を示そうとの考えから、奈良時代以後に唐の文物の影響を受けて、久しく中国風になっていたのを、ことごとく改めて日本固有の風に復された。 例えば、天皇の冠はこれまで玉の飾りのついたものを用いておられたが、立纓の冠に改め、服も、これまで中国古代の天子の服制によっていたのを、黄櫨染の袍（上着）に改められた類です。 又、南庭の旗や飾り物の如きも、

第3話 明治初代の内政

中国風のものはいは全くこれを廃して、例えば、^{さかさ}櫛に五色の布を垂れた^{へいき}幣旗を用いるというように、もっぱらわが国固有のものに改められたのです。

ただ一つ、これまでに全く前例のなかったことは、式場に大きな^{ちきゅうぎ}地球儀を一つ置かれた事ですが、これは、ご誓文の一箇条である「知識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし」の意を表したもので、一方、復古に対して、維新の義を示されたものだといわれている。なお、この地球儀は、かつて水戸の^{なりあき}徳川齊昭が^{けんじょう}孝明天皇に献上した品で、今も京都の御所に保存されているという。

一世一元の制

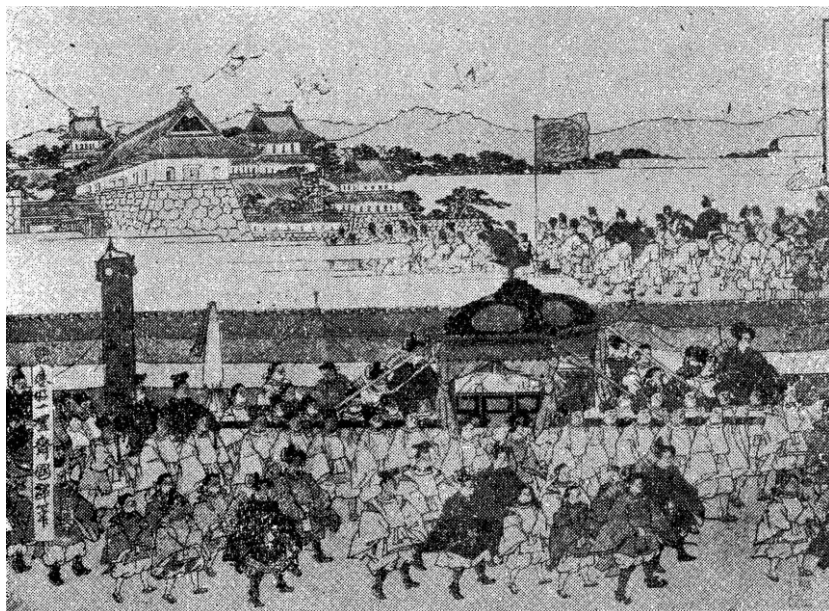
さて、即位の大礼を挙げた翌月、即ち9月8日に天皇は改元して、慶応4年を明治元年とされ、これより後は、天皇一代に^{ねんごう}年号は一つと定められた。即ち、一世一元の制がそれで、これまで、^{きつぎょうかふく}吉凶禍福などのために、一代の間にも何度となく改元したのを、ここに全く改めたのです。はじめて年号を定めた第36代^{こうとく}孝徳天皇の大化以来、第121代^{こうめい}孝明天皇の慶応まで、天皇の86代の中に、年号は実に228もあった。中でも第96代^{ごだいご}後醍醐天皇の御代には、在位22年の間に年号は9つの多さになった。

第102代^{ごはなその}後花園天皇の御代には、在位36年の間に8つ、孝明天皇の御代には在位21年の間に7つの年号があった。殊に最も^{はなは}甚だしいのは西暦749年で、1年の間に年号が3つもあった。即ち第45代^{しょうむ}聖武天皇の天平21年を、4月に改元して^{てんびょうかんぼう}天平威寶としたのを、同年7月に^{こうけん}孝謙天皇が即位になって、更に^{てんびょうしょうほう}天平勝寶と改めたからです。但し、これなどは全く特殊な例ですが、ともあれ、一代に幾つもの年号があるのは、何かにつけて^{わづら}煩わしくもあれば、又、^{ふべん}不便なことも少なくなかったので、ここに明治天皇は英断をもって一世一元の制を立てたのです。

東京 奠都

これより先き、^{おおくぼとしみち}参与大久保利通は、^{じんしん}人心を新たにするために都を大阪に^{うつ}遷すよう建議したが、朝廷では初め、これを^{とつひ}突飛な意見として迎えた者が多く、容易に其の儀は^{けつ}決せずいた。

ところが、とかくするうちに、^{せんと}遷都は大阪よりも江戸にこそと、江戸遷都論を^{とな}唱える者が続々とあられ、しきりにこれを建白した。



東京 ^{ほうれん}鳳輦の東京城への^{にゅうじょう}入城

ついに^{ちょうぎ}朝議もほぼこれに決して、慶応4年（明治元年）7月17日に^{みことり}詔して江戸を東京とした。

最初の御東幸

やがて、(既に前に述べたように、) 8月27日に即位の大礼を挙げ、9月8日に改元して慶応4年を明

第3話 明治初代の内政

治元年と改めると、その月の20日をもって鳳輦はゆるやかに京都の御所を出で、途中、はるかに伊勢の神宮を拝して東海道を下り、日数を重ねて10月13日に江戸城に入られた。昔、第12代景行天皇が日本武尊の東征によって平定された国々を視察しようと、東海道を巡幸されて以来、天皇が関東に行幸された事は嘗て無かったので、沿道の民はこれを拝し、みな感涙を流して喜びあったということです。

京都へ御還幸

さて天皇が江戸城に入られると、その日に、西の丸を皇居として、これを東京城と改称し、今度は登城を参内と称すことになった。しかし、このご東幸は、京都はもとのまゝの帝都としておいて、一時の政治の都合で東京に臨幸になった体にしたものだったので、12月になると、天皇は一旦、京都に還幸の上、その25日に親しく先帝（孝明天皇）の3周忌の祭儀を行われ、28日に一條忠香の第3女美子を立てて皇后とされ、ここにめでたく明治2年の正月を迎えられた。

東京に御再幸

こうして3月7日に至り、天皇は賢所（訳注：神鏡）を奉じて再び京都の御所を出で、その12日に、まづ親しく伊勢の神宮に詣でて維新の改革を奉告され、その28日をもって東京城に着かれた。これから永くここにとどまって大政を統べ、東京を帝都と定めたが、遷都の公然の布告はついにしなかつたので、今もこれを東京奠都といって、東京遷都とは言わないのが普通になっています。

なお、これは後の事ですが、明治21年12月17日に至り、東京城を宮城と改称し、以って今日に及んでいます。

中央政府の官制

さて、話はまた前に戻るが、王政復古の大本令を発せられた時に、総裁、議定、参与の三職を置いて、天下の政務を議定させた事は前に述べた。

その後、中央政府の官制はしばしば改められ、7局に分け、或いは8局としたりしたが、慶応4年（明治元年）閏4月、新たに太政官に議政（立法部）、行政、神祇、会計、軍務、外国（以上行政部）、刑法（司法部）の7官を置いて、立法、行政、司法の3権を分立させた。

更にまた翌明治2年7月にこれを改めて、神祇、太政の2官と民部、大蔵、兵部、刑部、宮内、外務の6省を置き、太政大臣、左右大臣、参議その他の官職を設けた。じつに大寶令の昔の制度にならつたもので、王政復古の精神がここにもあらわれたのです。

地方三治

こうして中央政府の組織は次第に整ったが、地方の制度はまだまだ備わらなかつた。さきに朝廷は、鳥羽伏見の戦いの直後、もとの幕府および幕臣の領地を改めて、これを29の府、県に分け、知府事、知県事を置いて治めさせたが、諸国の大名の領地は、なおもとのまゝに、藩主の支配に任せていた。即ち、府、

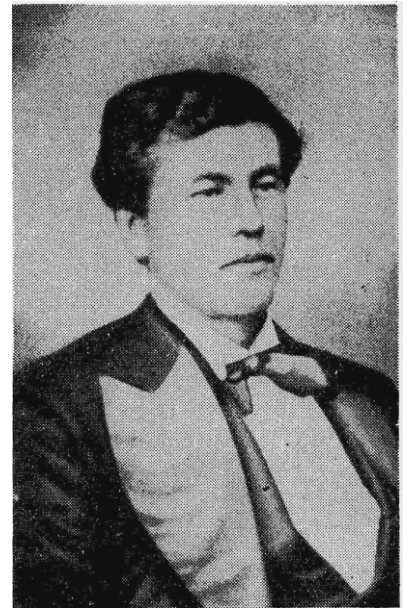
第3話 明治初代の内政

県、藩の3つが其の頃は並立していたので、これを地方三治と言った。

木戸孝允の版籍奉還

けれども、こうしては全国同一の政治を行うことが出来ないのみならず、朝廷の歳入も少なく、とても多大な国家の費用を支えるに足りない。これはどうしても藩を廃して、その領地をことごとく朝廷に収めなければ、王政復古は名のみでその実があがらない。第一にこれに気付いたのが参与の木戸孝允である。

彼は山口に帰って、藩主毛利敬親に見え、土地（版）人民（籍）の奉還の必要を述べてその同意を得ると、喜んで京都に引き返して、同じく参与の大久保利通と謀り、彼に薩摩藩主にこれを説かせてその同意を得た。ついで土佐の後藤象二郎、佐賀の副島種臣らに、おのおのその藩主を説かせてまたその同意を得た。



木戸孝允 (桂小五郎)

薩長土肥の版籍奉還の奉請

それで、ついに明治2年正月23日、薩摩、長州、土佐、肥前（佐賀）の4藩主は、連署して書を朝廷にたてまつり、久しく彼等が自分の物かのごとくに心得て、私有していた土地人民を奉還することを請うた。「そもそも臣ら居るところは、すなわち天子の土なり、臣ら治めるところは、すなわち天子の民なり。いづくんぞ私に有せようか。今つつしんでその版籍を収めてこれをたてまつる。」というのがその要旨でした。建国以来、わが国は万世一系の天皇が治めるのが当然で、勿論、土地も人民もすべて朝廷のものであるから、これを奉還するのは、もとより至当なことなのです。しかし武家政治が始まって以来、600余年の久しい間、たがいにこれを奪い合ったりして、勝手に支配して来た大名らに取っては、たしかに容易でない大事件だったでしょう。

薩、長、土、肥の4大藩が、率先してこれを実行したのは、思うに彼等が新政府の中心勢力となっていた関係から、王政復古の実を挙げるために、国内を完全に統一しようとしたためもあったろう。しかし又、その藩士らに、例えば、薩摩の寺島宗則の如く、長州の伊藤博文の如く、早くから世界の大勢に目ざめて、第一に先づ封建制度を廃さなければ、海外諸国とならび立って、文明の政治を行うことが容易でないのを、痛切に感じていた者がいて、しばしばその意見を上長に述べていたためでもあったようです。

さて、4藩主が版籍奉還を奉請した翌24日に、朝廷はこれに対してその忠誠を満足におぼしめされ、いづれ会議を開いて審議を経た上、何分のご沙汰をしようと論された。

この事が、全国に伝わると、その他の諸藩主もまた競ってこれにならい、上表して版籍奉還を請う者が忽ち200有余の多きに上った。

版籍奉還の聴許

かかる間に、天皇は東京城に再幸され、政務をされていたが、版籍奉還の朝議もやがて決定したので、

第3話 明治初代の内政

6月17日、勅^{みことの}りして諸藩の奉請^{ゆる}をお聴しになり、未だ願^{かんのう}い出ていない者には、これを還納するようにと命ぜられた。そして、旧藩主をそのまま知藩事^{ちはんじ}に任じて、しばらくその藩内の政務^{せいむ}を執らせた。即ち、旧藩主もまた新政府の一官吏^{かんり}に過ぎないものとなったのです。こうして全国の土地、人民はみな朝廷^きに帰して、政令は大小と無く一途^{いっとう}に出ることになったので、これを称して府藩県三治一致^{ふはんけんさんちいっち}といった。

全国民を華士族平民に分ける

なお、この日、公家^{くげ}、武家^{ぶけ}の列^{れつ}を廃^{はい}すために、公卿^{くぎょう}、大名^{だいまう}の称^{しょう}をやめて、ひとしく華族^{かぞく}に列せられたが、(公^{こう}、侯^{こう}、伯^{はく}、子^し、男^{なん}の五^ご爵^{しゃく}に分けたのは明治17年7月7日)更に6月25日に至って、知藩事^{ちはんじ}の俸禄^{ほうろく}は、旧領地^{きうりやうち}の石高^{せきたか}の十分の一と定め、同時に、旧藩主^{きうはんしゆ}の一門^{いちもん}以下^{いげ}藩士^{はんし}はすべてこれを士族^{しぞく}とし、他の人々は皆^{みな}へ平民^{へいみん}とした。即ち、これまで数多^{すなわ}の階級^{あまた}に分かれて尊卑^{かいきゆう}を様々^わにしていたのを廃^{はい}して、全国民^{ぜんこくみん}をただ華族^{かぞく}、士族^{しぞく}、平民^{へいみん}の三等^{さんとう}に分けることをしたのです。

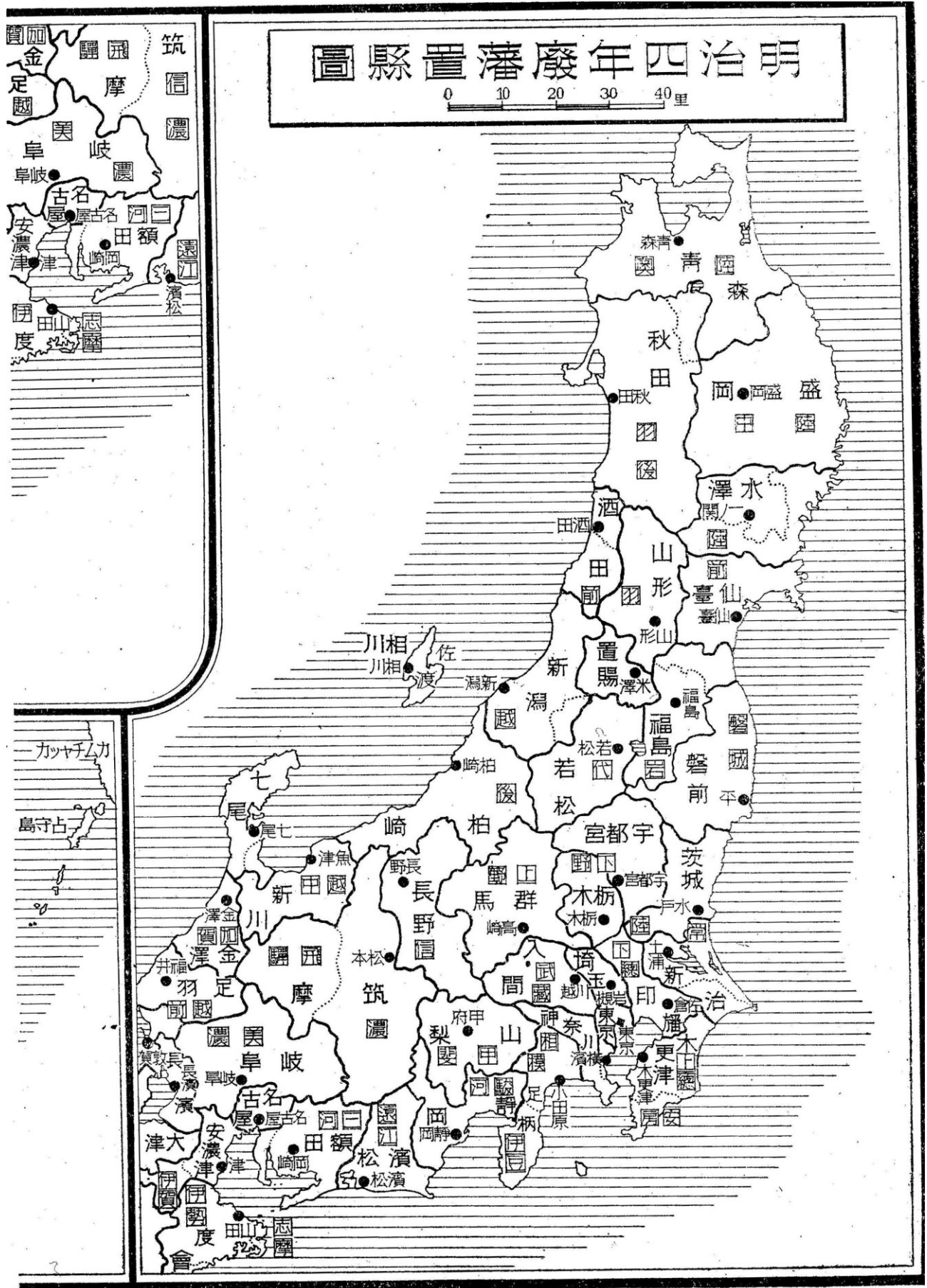
府藩県三治の不一致

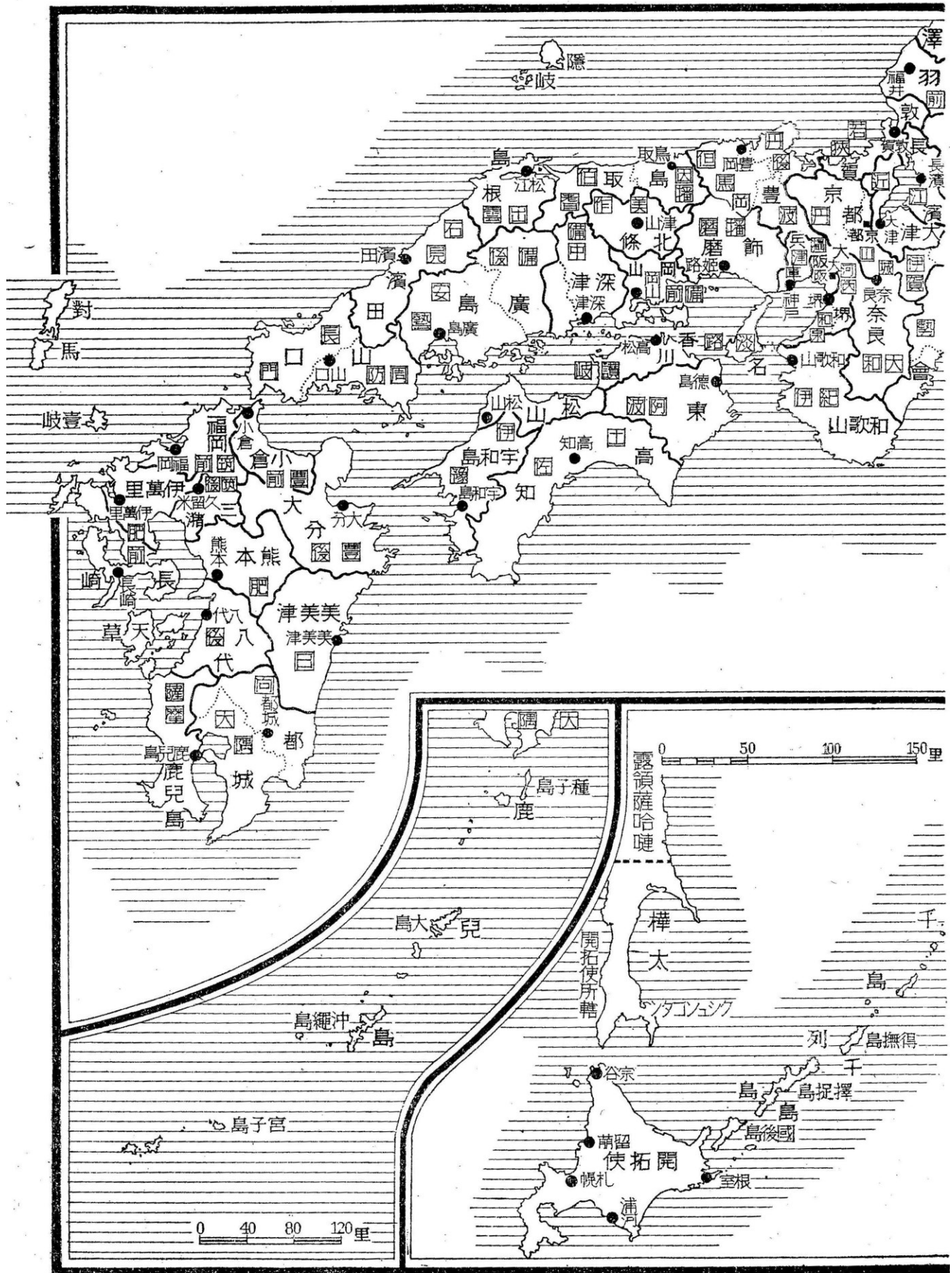
こうして、旧来の封建制度はここに全く廃されて、旧藩の士民は皆、もとの藩主と共にひとしく朝廷の臣民^{しんみん}となったのですが、しかし、知藩事^{ちはんじ}はもとの藩主^{はんしゆ}であり、その下にいて政治^{せいじ}を執る者もまたもとの家老^{かろう}などであって見れば、ただその名称^{めいしょう}がかわっただけの事になって、知藩事^{ちはんじ}と士民^{しんみん}の間にはやはり昔の殿様^{てんさま}と家来^{からい}との主従^{しゅじゆう}関係^{かんけい}がそのままにつづいていた。のみならず、政府^{せいふ}の要路^{ようろ}に立っている役人^{やくにん}の中にも、もとの自分の藩主^{はんしゆ}である知藩事^{ちはんじ}に対して頭^{あたま}のあがらない者なども少なくなかったので、それやこれやのために、新政府^{しんせいふ}の命令^{めいれい}も全国^{ぜんこく}に一様^{いちよう}に行われなかった。其上^{そのじやう}、府^ふ、藩^{はん}、県^{けん}の支配^{しはい}する土地^ちは、大小^{せうふどう}不同^{ふどう}で、且つ、たがいに入り乱れてもいたので、その点でも施政^{しせい}の上^{うへ}に不便^{ふべん}が少なくなかった。

この状態を見て、第一に先づ、藩を廃して県を置き、殿様の知事をやめて、新たに主従関係のない地方官^{ちほうかん}を任命^{にんめい}しなければならぬことを唱えたのが、やはり木戸孝允^{きどたかよし}です。彼は先づこれを岩倉具視^{いかりきゆ}に説いた。ところが、具視^{きゆ}は、今にわかになんかこれを実行したら、或いは全国の旧藩主^{きうはんしゆ}に不平^{ふへい}が起こって、大騒動^{だうそうどう}がはじまるかも知れないからと、しばらく時機^{じき}を待つことにしようと言った。しかし、大久保利通^{おおくわたりつとむ}、西郷隆盛^{さいきやうりゅうせい}らもまた孝允^{たかよし}の説に賛成^{さんせい}して、その実行^{じっぎん}に力を尽くしたので、ついに4年7月、三條実美^{さんじょうみづみ}、岩倉具視^{いかりきゆ}の両^{りやう}卿^{きやう}は、この議^ぎを奏上^{そうじやう}してご裁可^{さいか}を請うた。

廃藩置県

それで、その14日に、天皇^{てんかう}は在京^{けい}の各知藩事^{ちはんじ}を御前^{ごぜん}に召され、廃藩置県^{はいはんちけん}の旨^{むね}を諭^{さと}してその職をやめさせ、全国^{ぜんこく}に260余藩^{じふろくじゆはん}を廃して、ことごとく県^{けん}とした。ついで、多^{おほ}いに府県^{ふけん}の廃合^{はいがっ}を行い、4年11月22日には、全国^{ぜんこく}を3府^ふ、72県^{けん}として、新たに人材^{じんざい}を選んで、府知事^{ふちじ}、県令^{けんれい}を任命^{にんめい}された。ここにおいて、封建^{けんけん}の制度^{せいど}は名実^{めいじつ}共に全^{ぜん}く除^{じゆ}かれ、政令^{せいれい}一途^{いっとう}に出る世^よになって、明治維新^{めいしせいしん}の大業^{たいぎふ}もはじめて完全^{ぜんぜん}となったのです。なお、この府県^{ふけん}は、この後^{のち}、しばしば廃合^{はいがっ}があつて、明治22年^{めいしにじふにねん}に3府^ふ43県^{けん}になり、以^{もつ}って今日^{けふ}に及^{およ}んでいます。





第3話 明治初代の内政

がくせい はっぶ 学制の発布

さて、郡県の制も定まり、全国が一樣に治められる事になると共に、政府はもろもろの制度を改善したが、とりわけ国運の発展は、主として国民教育の力によるところが多いので、ついに明治5年8月3日、新たに学制を布き、全国を8大学区以下中小学区に分け、義務教育を強制した。即ち、全国のいたるところに小学校を設けて、男女6才になれば、ことごとく学に就かせることにしたのです。これにより教育も次第に普及して、ほとんどの村に不学の家なく、家に不学の人のない有様となり、更に志のあるものは、何人を見ず、中学大学に進んで、いかなる高尚な学問をも自由に学ぶことが出来るようになったのです。

たいようれき さいよう 太陽暦の採用

又、この年11月9日に、太陰暦を廃して太陽暦を用いる旨の詔が下り、同年12月3日をもって6年1月1日とされた。これは、一つは西洋諸国の例に倣ったのだが、一つは、太陰暦は太陽暦に比べて、一年の日数が一定しないし、季節に早晩の変わりがある、不便が少なくなかったからです。なお、この日、これまで1日を12時としていたのを改めて24時間とされた。

ついで6年1月4日、これまで久しく行われていた人日(正月7日)、上巳(3月3日)、端午(5月5日)、七夕(7月7日)、重陽(9月9日)の5節句を廃して、紀元節、天長節、およびその他の祝祭日もうが設けられた。

ちょうへいれい はっぶ 徴兵令の発布

また、兵制については、武家政治の終わりと共に、大村益次郎らが早くもその改革を企て、山県有朋、西郷従道をヨーロッパに派遣して、諸国の兵制を調査させたりしたが、ついに明治5年になって、全国皆兵の制に朝議が決した。こうしてその年11月28日、詔して全国徴兵の制が定められ、翌6年1月10日にいよいよ徴兵令の発布となった。即ち、全国の男子は、20才に達すれば、貴賤を問わず、皆ひとしく兵役に就くべき義務があるものと定められたのです。ここにおいて、平安時代に藤原氏が奢りに耽って政治を怠っていたころ、初めて地方に武士が起こってから凡そ1,000有余年の間、最も勢力を持っていた武士という特別の階級が全くなり、兵農一に帰して、国民皆兵の古制に帰ったのです。

りくかいぐん じっすう 陸海軍の実数

なお、この時、陸軍は東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本に置いて、これに全国の兵を配置することにした。その兵数は、6鎮台を合わせて凡そ45,000(平時は31,000)でした。近衛兵はこの外で、凡そ10,000ばかりが東京に置かれていた。又、海軍は、旧幕臣の勝安芳が明治5年5月に海軍大輔となって大いに拡張につとめ、旧幕府から収めた甲鉄艦東を首として、薩、長、肥の諸藩から徴したものを合わせた、この頃には僅かに10余隻、105,000トンに過ぎなかったと言われる。

しゃかい めんぼく いっしん 社会の面目の一新

第3話 明治初代の内政

こうして、知識を世界に求めて、わが文化を補う風がますます盛んになると共に、通信、交通の機関から風俗の末に至るまで、にわかにか改まって世の中の面目が一新した。郵便は4年3月朔日から、東京、京都、大阪の間に実施されて、従来の飛脚に代わり、電信は2年12月に東京と横浜との間に初めて通じ、5年4月には東京と大阪との間に通じた。又、鉄道は、5年9月に初めて東京と横浜との間に通じ、その開業式には天皇が親しく臨幸された。

四民平等

又、社会の階級なども、前にも少し述べたように、華族、士族、平民3等にこそ分けられたが、もはやもとのような隔てはなくて、その婚姻も自由となった。殊に士族は、ただ名誉の階級として「士族」という空名を称し得るに止まり、その特権は何もなくなった。即ちこれまでは、職業による貴賤があるものとして士農工商と分けられたのだが、今度は、四民平等の建前から、華族も士族も、平民も、共にひとしく農工商のいずれの業を営むことが出来る事として、職業と階級とは直接の関係が無くなったのです。

大化の改新と明治の新政との比較

又、4年8月には、士民の散髪廢刀を許し、5年11月には、大礼服、通常礼服の制を定めて洋服を用い、今までの束帯などは、ただ祭服として存するだけとした。それで、これより丁髷は次第に無くなり、腰に刀を佩びる者もまた無くなって、いったいの風俗がみるからに新しく変わって来た。

さて、今やこの話を終えるに当って、さきに皆さんに約束しておいた大化の改新と明治の新政との相似ている点の比較を2、3つぎに挙げてみよう。

第1に、大化の改新では、蘇我氏を滅ぼして政権を朝廷に収めたが、明治の新政では、徳川氏が大政を奉還した。

第2に、前者では、士族の私有していた土地人民を朝廷に収めたが、後者では、先づ旧幕府の領地を没収し、ついで諸藩の版籍奉還によって、久しく諸大名の私有していた土地人民を朝廷に収めた。

第3に、かれでは、郡県制度を布いて中央集権の実を挙げたが、これでは、廃藩置県を決行して、中央集権の実を挙げた。

第4に、昔は、大いに隋唐の文物制度を採ったが、今は、さかんに西洋の文物制度に倣った。

これらの外にもまだ、租税を改めて不公平のないようにしたのも同じであれば、又、その人の器量次第で、家柄などに頓着なく、どしどし高い官職に採用したのなども同じでした。

(第3話 明治初期の内政 終わり。 次は前頁に戻り、第4話 明治初期の外交)